

審 第 7 5 5 号 — 1
答 申 第 5 9 4 号
令 和 5 年 6 月 9 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年2月24日付け政法第1339号—1による下記の諮問について、別添のとおり
答申します。

記

諮問第1138号

令和3年1月21日付けで審査請求人から提起された、令和2年11月6日付け政法第
836号で行った行政文書部分開示決定及び同月26日付け政法第908号で行った行政
文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年11月26日付け政法第908号で行った行政文書部分開示決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年10月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「平成31年1月15日付け「措置請求」に関する一切の文書 但し、措置請求者が提出した文書並びに当該措置請求者に交付した文書は除く なお、当該一切の文書とは、対象行政書士並びに千葉県行政書士会外に交付した文書及びそれらより徴取した報告書（証拠物を含む。）は固より、起案用紙並びに審査（審理）に関する議事録、若しくはそれに類するものを含む。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、次に掲げる文書を特定した。

- (1) 措置整理票（以下「本件対象文書1」という。）
- (2) 措置請求書の受領について（以下「本件対象文書2」という。）
- (3) 措置請求に対する上申書（2）の受領について（以下「本件対象文書3」という。）
- (4) 措置請求に対する上申書（3）の受領について（以下「本件対象文書4」という。）
- (5) 立入調査の実施について（通知）【案件 No. 48】（以下「本件対象文書5」という。）

- (6) 措置請求に対する上申書(4)の受領について(以下「本件対象文書6」という。)
- (7) 措置請求に対する上申書(5)の受領について(以下「本件対象文書7」という。)
- (8) 復命書【案件48】(以下「本件対象文書8」という。)
- (9) 行政書士法第18条の6の規定による調査依頼について【案件48】(以下「本件対象文書9」という。)
- (10) 行政書士法第18条の6の規定による調査について【書士会からの報告書】(以下「本件対象文書10」という。)
- (11) 措置請求に対する上申書(6)の受領について(以下「本件対象文書11」という。)
- (12) 措置請求に対する意見書の受領について(以下「本件対象文書12」という。)
- (13) 行政書士法第14条の3第2項の規定による調査について(通知)(以下「本件対象文書13」という。)
- (14) 追加聴取記録について(以下「本件対象文書14」という。)
- (15) 措置請求に対する上申書(7)の受領について(以下「本件対象文書15」という。)
- (16) 通知書の收受について(以下「本件対象文書16」という。)
- (17) 行政書士法第14条の3第2項の規定による調査の結果について【案件48】(以下「本件対象文書17」といい、本件対象文書1から本件対象文書17までを合わせて「本件各対象文書」という。)

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、令和2年11月6日付け政法第836号で行政文書部分開示決定(以下「本件第1次決定」という。)を行ったが、本件第1次決定を同月26日付け千葉県政法達第908号により取り消し、同日付け政法第908号で行政文書部分開示決定(以下「本件第2次決定」という。)を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件第1次決定及び本件第2次決定を不服として、令和3年1月21日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 原処分取消しを求める。
- (2) 対象行政書士の住所、対象行政書士の氏名等、県及び千葉県行政書士会が実施した調査内容等を開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人が令和3年1月21日付けの審査請求書において主張した内容は、以下のとおりである。

千葉県知事（以下「処分庁」という。）は、開示請求する行政文書の件名又は内容を「行政書士法第14条の3第1項の規定に基づく行政書士〇〇〇〇（登録番号：〇〇〇〇号、住所：千葉県〇〇〇〇市〇〇〇〇）に対する平成31年1月15日付け「措置請求」に関する一切の文書 但し、措置請求者が提出をした文書及び県が当該措置請求者に交付した文書は除く。」（以下「本件開示請求対象情報」という。）とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対しては、令和2年11月6日付け行政文書部分開示決定通知書（政法第836号）（以下「本件第1回決定通知書」という。）において、①に、対象行政書士の住所（以下「本件非開示情報①」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが含まれているため、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第2号に該当するという。しかしながら、本件非開示情報①は、審査請求者が当該対象行政書士〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇行政書士」という。）を相手方被告として提起をした〇〇〇〇裁判所平成〇〇〇〇年（〇〇〇〇）第〇〇〇〇号〇〇〇〇事件（以下「本件〇〇〇〇事件」という。）において、〇〇〇〇行政書士による「答弁書」をもって、既に、公にされていることから、第8条第2号の除外規定となる「イ」に該当し、開示対象文書となるものである。次いで、②に、対象行政書士の氏名等（以下「本件非開示情報②」という。）については、当該行政書士が不処分であっても、公にすると当該行政書士が業務に関し非違行為に関わったとの憶測を呼び、その信用に悪影響を及ぼすなどし、当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号に該当するという。しかしながら、処分庁は、当該「等」がどの情報であるのかを特定しておらず、審査請求人は、具体的な不服申立てが行えないことによって、当該非開示理由には、理由不備の違法が存するものなのである。なお、本件開示請求において、当該行政書士を〇〇〇〇行政書士と特定するところ、処分庁は、存否応答拒否ではなく、文書を特定することは固より、〇〇〇〇行政書士に対する措置請求に対し

ては、問題無しとして棄却するのであることに鑑みれば、〇〇〇〇行政書士において侵害される権利利益は不存であることはいうまでもない。更に、③に、措置請求者が県に提出した措置請求書等（以下「本件非開示情報③」という。）については、公にすると今後、過去において当該請求書等が開示されたことを理由に、措置請求者が請求書の提出を躊躇するなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当するという。しかしながら、当該第6号とは、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定するところ、処分庁は、本件非公開情報③のどの部分が当該第6号に該当するかを特定しないことは固より、当該第6号にいう次に掲げる「イ」ないし「ホ」のどれに該当するかを特定しないことによって、審査請求人は、具体的な不服申立てが行えないことから、当該非開示理由には、理由不備の違法が存するものなのである。なお、本件非開示情報③を開示しても、爾後、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことはいうまでもなく、かつ、措置請求者に係る個人情報のみを非開示とすれば足る問題なのである。最後に、④に、県及び千葉県行政書士会が実施した調査内容等（以下「本件非開示情報④」という。）については、公にすると県の担当者が懲戒処分についての意見を決定するにあたり問題視していた事項が明らかとなり、将来の同種事案の処理においてあらかじめ対象行政書士が対策を講じることにより適切な調査が阻害されるなどし、県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当するという。しかしながら、前掲同様、当該第6号とは「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を規定するところ、処分庁は、本件非公開情報④のどの部分が当該第6号に該当するかを特定しないことは固より、当該第6号にいう次に掲げる「イ」ないし「ホ」のどれに該当するかを特定しないことによって、審査請求人は、具体的な不服申立てが行えないことから、当該非開示理由には、理由不備の違法が存するものなのである。なお、本件非開示情報④を開示しても、爾後、県

が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことがないことはいうまでもない。

ところで、処分庁は、本件第1回決定通知書には「行政書士の件名欄の提示に不備があるため、これを取り消す。」として、令和2年11月26日付け自己情報部分開示決定通知書（政法第908号）（以下「本件第2回決定通知書」という。）をもって、その不備を補正するところ、当該不備とは、開示部分の変更ではなく、不開示理由の補充であることから、本件第2回決定通知書は、条例第13条第1項本文に規定する「開示請求があった日から30日以内」を徒過する違法な決定として、結局、処分庁は、本件非開示情報①ないし④（総称して、以下「本件非開示情報」という。）を開示する義務を負うものなのである。

3 反論書

審査請求人が令和3年2月26日付けの反論書において主張した内容は、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、対象行政書士に係る部分については、条例第8条3号イに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するところ、そのような考え方は、対象行政書士の行為が懲戒に値しないことから、それらの情報を開示することにより、対象行政書士に対し、懲戒の請求が行われたという情報が公になることを危惧するものと思料する。しかしながら、行政書士に対する懲戒請求権は、法14条1項で定められた何人に対する権利であることは固より、特定の行政書士に対して懲戒の請求が行われたか否かは、当該特定の行政書士が懲戒処分となったか否かにかかりなく、誰でも知るべき権利であり、このことにより、当該特定の行政書士の権利利益が侵害されることは皆無なのである。なお、仮に、対象行政書士に対して懲戒の請求が行われたという事実関係を開示することにより、対象行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというのであれば、その具体的不利益については、処分庁が証明責任を負うところ、処分庁は何ら具体的不利益を掲げないのであるから、結局は、理由不備（欠缺）により、対象行政書士に係る部分を開示する義務を負うものなのである。
- (2) 処分庁は、立入検査等々に係る部分については、条例8条6号「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は

事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」柱書に該当するところ、『柱書』とは、法律の条文中に、第1号、第2号などの「号」の箇条書きで列挙した記述がある場合、「号」以外の部分を指すことから、これを本件（第6号）についてみると、その柱書は「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ」を特定し、これを非開示理由とする場合には、『各号列記部分』に該当する「イ」ないし「ホ」を特定することを要するところ、処分庁は、それを特定（明記）しないのであるから、当該部分に係る非開示決定は、理由不備により、開示を余儀なくされる行政情報なのである。

- (3) 処分庁は、本件第1次決定（令和2年11月6日付け「行政文書部分開示決定通知書」（政法第836号））は、令和2年11月26日付け政法第908号により取り消されているため、（審査請求人の）主張の前提を欠くという。しかしながら、情報公開制度における決定（処分）の取消しが適法か否かは別にして、行政処分における取消しとは、当該処分が最初からなかったもの、或いは、その時点において消滅するものであることに鑑みれば、本件第1次決定が取り消される場合には、処分庁は、本件開示請求に対し、条例第13条に規定する「開示請求があった日から30日以内」に公開等の決定をしない作為義務違反となり、本件における非開示情報はその全ての開示を余儀なくされる行政情報となるのである。なお、処分庁は、本件第1次決定の取消しと同時に、本件第2次決定（令和2年11月26日付け「行政文書部分開示決定通知書」（政法第908号））を行ったところ、本件第2次決定とは、本件第1次決定の変更ではなく、別途、独立をした決定（処分）であることから、例え、本件第2次決定の趣旨が適法・適正な処分であったとしても、当該30日の期間を徒過した時期に遅れた違法・不当な決定（処分）として、結局は、本件開示請求は、適法な処分の欠缺となり、結果において、処分庁は、対象情報（文書）の全てを審査請求人に開示する義務を負うものなのである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 事案の概要について

審査請求人は、実施機関に対し、令和2年10月22日付けで、条例第5条の規定により、「平成31年1月15日付け「措置請求」に関する一切の文書」の開示請求を行った。

当該請求に対し、実施機関は、令和2年11月6日付け政法第836号で行政文書部分開示決定を行ったところ、開示実施手続の際の審査請求人からの指摘もあり精査した結果、当該決定には、「行政文書の件名」欄が一覧の形で記載されていない不備及びこれに伴い「開示しない部分及び開示しない理由」の記述に不明確な箇所があることが判明した。

そこで、実施機関は、審査請求人の不服申立て等の便宜に資するため、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号で「行政文書の件名欄の提示の不備があった」として当該決定を職権で取り消すとともに、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号により当該不備を修正した内容で改めて行政文書部分開示決定を行ったところである。

以上の経緯を経て、審査請求人より本件審査請求がなされたところである。

2 処分の内容について

(1) 審査請求に係る処分について

本件審査請求に係る処分は、本件第1次決定及び本件第2次決定である。

ただし、本件第1次決定は、1で述べたとおり、令和2年11月26日付け政法第908号により取り消されている。

(2) 対象行政文書の特定及び内容について

本件第1次決定及び本件第2次決定で特定した対象文書は同一である。

ア 本件請求を受け、本件各対象文書を特定し、本件第1次決定及び本件第2次決定を行った。

イ 対象行政文書の内容について

(ア) 本件対象文書1は、措置請求者が行った行政書士に対する措置請求に係る事務を行うため実施機関が調製した文書である。その内容は、対象行政書士に関する部分、措置請求の内容に関する部分、事前調査・聴聞に関する部分、措置に関する部分及びてん末に関する部分から構成されている。

(イ) 本件対象文書2は、実施機関が措置請求者から行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3の規定により措置請求書を受領した旨の起案用紙である。

その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）と供覧する旨を記載した（その二）からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求書及び参考となる資料については、特定の対象外としている。

(ウ) 本件対象文書3は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書

(2)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）と供覧する旨を記載した（その二）からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(2)については、特定の対象外としている。

(エ) 本件対象文書4は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書

(3)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）と供覧する旨を記載した（その二）からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(3)については、特定の対象外としている。

(オ) 本件対象文書5は、立入検査の実施についての通知に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）、立入検査の内容並びに実施及び通知に関する伺いを記載した（その二）、検査及び調査項目を記載した別紙1並びに立入検査実施通知文(案)からなる。

(カ) 本件対象文書6は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書

(4)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）と供覧する旨を記載した（その二）からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(4)については、特定の対象外としている。

(キ) 本件対象文書7は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書

(5)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）と供覧する旨を記載した（その二）からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(5)については、特定の対象外としている。

(ク) 本件対象文書8は、対象行政書士の事務所の立入検査についての復命書に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した（その一）、復命する旨を記載した（その二）並びに復命書及びその概要を記載した

別紙からなる。

- (ケ) 本件対象文書9は、行政書士法第18条の6の規定による千葉県行政書士会に対する調査依頼に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)、調査依頼に関する伺いを記載した(その二)、調査依頼書(案)及び添付書類としての措置請求書の写しからなる。
- (コ) 本件対象文書10は、千葉県行政書士会からの調査報告書に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)、供覧する旨を記載した(その二)及び報告書からなる。
- (サ) 本件対象文書11は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書(6)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)と供覧する旨を記載した(その二)からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(6)については、特定の対象外としている。
- (シ) 本件対象文書12は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する意見書を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)と供覧する旨を記載した(その二)からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する意見書については、特定の対象外としている。
- (ス) 本件対象文書13は、行政書士法第14条の3第2項の規定による調査についての通知に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)、調査の内容並びに実施及び通知に関する伺いを記載した(その二)並びに通知文(案)からなる。
- (セ) 本件対象文書14は、対象行政書士からの追加聴取記録に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)、供覧する旨を記載した(その二)及び打合せ記録からなる。
- (ソ) 本件対象文書15は、実施機関が措置請求者から措置請求に対する上申書(7)を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)と供覧する旨を記載した(その二)からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、措置請求に対する上申書(7)については、特定の対象外としている。

(タ) 本件対象文書16は、実施機関が措置請求者から通告書を受領した旨の起案用紙である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)と供覧する旨を記載した(その二)からなる。なお、審査請求人の請求内容を踏まえ、通告書については、特定の対象外としている。

(チ) 本件対象文書17は、措置請求者が行った措置請求を受けて実施機関が行った行政書士法第14条の3第2項の規定による調査の結果に関する文書である。その内容は、文書分類番号その他必要な事項を記載した(その一)、同法第14条所定の要件に該当しなかったため対象行政書士への懲戒処分は行わない旨並びに措置請求者及び対象行政書士へ通知する旨の伺いを記載した(その二)、通知書(案)並びに調査結果検討事項からなる。

3 部分開示決定の理由について

本件第1次決定及び本件第2次決定の不開示部分は同一であり、これらの決定の不開示理由は同趣旨のものである。

(1) 不開示部分について

ア 本件対象文書1で不開示とした部分

本件対象文書1中、対象行政書士の住所並びに措置請求者の氏名、住所及び電話番号は条例第8条第2号本文に、対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日並びに会員番号及び入会年月日は条例第8条第3号イに、請求の内容(概要)は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

イ 本件対象文書5で不開示とした部分

本件対象文書5のうち、起案用紙(その二)中の措置請求者の氏名及び住所は条例第8条第2号本文に、起案用紙(その二)及び通知文(案)中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び登録番号並びに立入検査場所は条例第8条第3号イに、起案用紙(その二)、別紙1及び通知文(案)中の本件請求の理由、検査項目及び調査項目並びに「4 その他」内は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

ウ 本件対象文書8で不開示とした部分

本件対象文書8のうち、復命書中の用務先は条例第8条第3号イに、別紙中の立入検査聴取内容(4頁から21頁)は条例第8条第6号柱書に該当するとして、

当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

エ 本件対象文書9で不開示とした部分

本件対象文書9のうち、起案用紙（その二）、調査依頼書（案）、措置請求書、措置請求に対する上申書及び承諾書中の措置請求書の氏名、住所、電話番号、郵便番号及び印影は条例第8条第2号本文に、調査依頼書（案）及び措置請求書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地は条例第8条第3号イに、措置請求書別紙中の措置請求の内容（5頁から22頁、24頁から29頁）は条例第8条第6号柱書に、調査依頼書（案）中の措置請求の内容及び調査内容は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

オ 本件対象文書10で不開示とした部分

本件対象文書10のうち、報告書中の千葉県行政書士会会長の印影は条例第8条第3号イに、同報告書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地は条例第8条第3号イに、起案用紙（その二）及び報告書中の調査依頼内容及び調査内容（3頁から4頁）は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

カ 本件対象文書13で不開示とした部分

本件対象文書13のうち、起案用紙（その二）中の措置請求者の氏名は条例第8条第2号本文に、起案用紙（その二）及び通知文（案）中の対象行政書士の氏名は条例第8条第3号イに、通知文（案）中の「2 内容」内は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

キ 本件対象文書14で不開示とした部分

本件対象文書14のうち、打合せ記録中の対象行政書士の氏名は条例第8条第3号イに、聴取内容（3頁から13頁）は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

ク 本件対象文書17で不開示とした部分

本件対象文書17のうち、起案用紙（その二）、（案の1）及び「行政書士措置請求【案件48】について」中の措置請求者の氏名は条例第8条第2号本文に、起案用紙（その二）、（案の1）、（案の2）及び「行政書士措置請求【案件48】について」中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び電話番号は条例第8条第3号イに、「行政書士措置請求【案件48】について」中の調査結果検討事項（5

頁から8頁)は条例第8条第6号柱書に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号本文該当について

本件対象文書1記載の対象行政書士の住所並びに措置請求者の氏名、住所及び電話番号、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)記載の措置請求者の氏名及び住所、本件対象文書9のうち起案用紙(その二)、調査依頼書(案)、措置請求書、措置請求に対する上申書及び承諾書記載の措置請求者の氏名、住所、電話番号、郵便番号及び印影、本件対象文書13のうち起案用紙(その二)中の措置請求者の氏名並びに本件対象文書17のうち起案用紙(その二)、(案の1)及び「行政書士措置請求【案件48】について」記載の措置請求者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第8条第2号本文に該当する。

(3) 条例第8条第3号イ該当性について

本件対象文書1記載の対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日並びに会員番号及び入会年月日、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)記載の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び登録番号並びに立入検査場所、本件対象文書8のうち復命書記載の用務先、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)及び措置請求書記載の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書10のうち報告書記載の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書13のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)記載の対象行政書士の氏名、本件対象文書14のうち打合せ記録記載の対象行政書士の氏名並びに本件対象文書17のうち起案用紙(その二)、(案の1)、(案の2)及び「行政書士措置請求【案件48】について」記載の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び電話番号は、当該行政書士が不処分であっても、公にすると当該行政書士が業務に関し非違行為に関わったとの憶測を呼び、その信用に悪影響を及ぼすなどし、当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号イに該当する。

また、本件対象文書10のうち報告書記載の千葉県行政書士会会長の印影は、公にすると偽造されて悪用されるなどし、当該行政書士会及び当該行政書士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号

イに該当する。

(4) 条例第8条第6号柱書該当性について

本件対象文書1記載の請求の内容(概要)、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)、別紙1及び通知文(案)記載の本件請求の理由、検査項目及び調査項目並びに「4 その他」内、本件対象文書8のうち別紙記載の立入検査聴取内容(4頁から21頁)、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)記載の措置請求の内容及び調査内容、本件対象文書10のうち起案用紙(その二)及び報告書記載の調査依頼内容及び調査内容(3頁から4頁)、本件対象文書13のうち通知文(案)記載の「2 内容」内、本件対象文書14のうち打合せ記録記載の聴取内容(3頁から13頁)並びに本件対象文書17のうち「行政書士措置請求【案件48】について」記載の調査結果検討事項(5頁から8頁)は、千葉県を担当者が措置請求の内容のどの部分に法的な問題があるかを検討した上でまとめたものであり、これらを公にすると将来の同種事案の処理においてあらかじめ対象行政書士が対策を講じることにより適切な調査が阻害されるなどし、千葉県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれていることから、条例第8条第6号柱書に該当する。

また、本件対象文書9のうち措置請求書別紙記載の措置請求の内容(5頁から22頁、24頁から29頁)は、公にすると今後、過去において当該請求書等が公にされたことを理由に、措置請求者が請求書の提出を躊躇するなどし、千葉県が行う行政書士に対する懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号柱書に該当する。

4 弁明の内容について

(1) 本件対象文書1中の対象行政書士の住所の不開示理由について

審査請求人は、本件対象文書1中の対象行政書士の住所は、審査請求人が当該対象行政書士を相手方被告として提起をした〇〇〇〇裁判所平成〇〇〇〇年(〇〇〇〇)第〇〇〇〇号〇〇〇〇事件において、当該対象行政書士が答弁書をもって、既に公にされていることから、条例第8条第2号の除外規定となる同号イに該当し、開示対象文書になるものと主張する。

まず、審査請求人は、本件第1次決定に基づいて上記の主張をしているとも思われるが、本件第1次決定は、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号に

より取り消されているため、主張の前提を欠く。

次に、本件第2次決定に基づいて審査請求人の上記の主張を検討すると、条例第8条第2号イは「法令等の規定により又は慣行として公にされ…ている情報」と規定しているところ、審査請求人と対象行政書士の間の訴訟において、対象行政書士の住所が答弁書に記載されて裁判所に提出されたことは、裁判所を介して訴訟当事者間で当該情報が共有されたことを意味するにとどまり、これ自体をもって当該情報が法令等の規定により又は慣行として公にされたことを意味しないため、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の答弁書をもって既に公にされているという主張には理由がない。

- (2) 本件対象文書1中の対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日並びに会員番号及び入会年月日、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び登録番号並びに立入検査場所、本件対象文書8のうち復命書中の用務先、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)及び措置請求書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書10のうち報告書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書13のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)中の対象行政書士の氏名、本件対象文書14のうち打合せ記録中の対象行政書士の氏名並びに本件対象文書17のうち起案用紙(その二)、(案の1)、(案の2)及び「行政書士措置請求【案件48】について」中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び電話番号の特定について

審査請求人は、本件第1次決定別紙中の「対象行政書士の氏名等」のうち「等」がどの情報であるのか特定がなされておらず、審査請求人は具体的な不服申立てが行えないため、理由不備の違法があると主張する。

まず、審査請求人は、本件第1次決定に基づいて上記の主張をしているとも思われるが、本件第1次決定は、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号により取り消されているため、主張の前提を欠く。

次に、本件第2次決定に基づいて審査請求人の上記の主張を検討すると、審査請求人が主張する本件第1次決定別紙中の「対象行政書士の氏名等」は、本件対象文書1中の対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日並びに会員番号及び入会年月日、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び登録番号並びに立入検査場

所、本件対象文書8のうち復命書中の用務先、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)及び措置請求書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書10のうち報告書中の対象行政書士の氏名及び事務所所在地、本件対象文書13のうち起案用紙(その二)及び通知文(案)中の対象行政書士の氏名、本件対象文書14のうち打合せ記録中の対象行政書士の氏名並びに本件対象文書17のうち起案用紙(その二)、(案の1)、(案の2)及び「行政書士措置請求【案件48】について」中の対象行政書士の氏名、事務所所在地及び電話番号に相当する。

そして本件第2次決定別紙2では、これらについて、「開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名」、「内訳」及びそのうちの「開示しない部分」の欄を設け、それぞれ開示しない部分を特定しているところである。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、理由不備の違法はない。

- (3) 本件対象文書9のうち措置請求書別紙中の措置請求の内容(5頁から22頁、24頁から29頁)の特定及び不開示理由について

審査請求人は、本件第1次決定別紙中の「措置請求者が県に提出した措置請求書等」のどの部分が条例第8条第6号に該当するのか特定していないことに加え、同号イからホまでのいずれに該当するのかも特定しておらず、審査請求人は具体的な不服申立てが行えないため、理由不備の違法があると主張する。

まず、審査請求人は、本件第1次決定に基づいて上記の主張をしているとも思われるが、本件第1次決定は、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号により取り消されているため、主張の前提を欠く。

次に、本件第2次決定に基づいて審査請求人の上記の主張を検討すると、審査請求人が主張する本件第1次決定別紙中の「措置請求者が県に提出した措置請求書等」は、本件対象文書9のうち措置請求書別紙中の措置請求の内容(5頁から22頁、24頁から29頁)に相当するところ、本件第2次決定別紙2では、「開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名」、「内訳」及びそのうちの「開示しない部分」の欄を設け、具体的に対象文書及びそのうちの不開示部分を明示しているところであり、特定はなされている。

また、これら開示しない部分の不開示理由については、本件第2次決定別紙2の「開示しない理由」の欄において、いずれも条例第8条第6号柱書に該当する旨を特定している。

したがって、対象文書及び不開示理由の特定がなされていないという審査請求人の主張には理由がなく、理由不備の違法はない。

- (4) 本件対象文書1中の請求の内容(概要)、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)、別紙1及び通知文(案)中の本件請求の理由、検査項目及び調査項目並びに「4 その他」内、本件対象文書8のうち別紙中の立入検査聴取内容(4頁から21頁)、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)中の措置請求の内容及び調査内容、本件対象文書10のうち起案用紙(その二)及び報告書中の調査依頼内容及び調査内容(3頁から4頁)、本件対象文書13のうち通知文(案)中の「2 内容」内、本件対象文書14のうち打合せ記録中の聴取内容(3頁から13頁)並びに本件対象文書17のうち「行政書士措置請求【案件48】について」中の調査結果検討事項(5頁から8頁)の特定及び不開示理由について

審査請求人は、本件第1次決定別紙中の「県及び千葉県行政書士会が実施した調査内容等」のどの部分が条例第8条第6号に該当するのか特定していないことに加え、同号イからホまでのいずれに該当するのかも特定しておらず、審査請求人は具体的な不服申立てが行えないため、理由不備の違法があると主張する。

まず、審査請求人は、本件第1次決定に基づいて上記主張をしているとも思われるが、本件第1次決定は、令和2年11月26日付け千葉県政法達第908号により取り消されているため、主張の前提を欠く。

次に、本件第2次決定に基づいて審査請求人の上記の主張を検討すると、審査請求人が主張する本件第1次決定別紙中の「県及び千葉県行政書士会が実施した調査内容等」は、本件対象文書1中の請求の内容(概要)、本件対象文書5のうち起案用紙(その二)、別紙1及び通知文(案)中の本件請求の理由、検査項目及び調査項目並びに「4 その他」内、本件対象文書8のうち別紙中の立入検査聴取内容(4頁から21頁)、本件対象文書9のうち調査依頼書(案)中の措置請求の内容及び調査内容、本件対象文書10のうち起案用紙(その二)及び報告書中の調査依頼内容及び調査内容(3頁から4頁)、本件対象文書13のうち通知文(案)中の「2 内容」内、本件対象文書14のうち打合せ記録中の聴取内容(3頁から13頁)並びに本件対象文書17のうち「行政書士措置請求【案件48】について」中の調査結果検討事項(5頁から8頁)に相当する。

そして、本件第2次決定別紙2では、これらについて、「行政文書の件名」、「内訳」

及びそのうちの「開示しない部分」の欄を設け、具体的に対象文書及びそのうちの不開示部分を明示しているところであり、特定はなされている。

また、これら開示しない部分の不開示理由については、本件第2次決定別紙2の「開示しない理由」の欄において、いずれも条例第8条第6号柱書に該当する旨を特定している。

したがって、対象文書及び不開示理由の特定がなされていないという審査請求人の主張には理由がなく、理由不備の違法はない。

(5) 本件第2次決定の期限徒過について

審査請求人は、本件第2次決定が本件第1次決定に係る行政文書開示請求があった日から見て、条例第13条第1項本文の「開示請求があった日から15日以内」を徒過する違法な決定であるため、上記(1)から(4)までの本件対象文書のうちの不開示部分を開示する義務を負うと主張する。

しかしながら、本件第1次決定と本件第2次決定は、いずれも審査請求人からの行政文書開示請求に応答するものであるが別個独立の行政処分であるところ、本件第1次決定は、審査請求人からの行政文書開示請求があった日である令和2年10月22日から15日目に当たる同年11月6日の前日になされており、条例第13条第1項の期限徒過の違法はない。

一方、本件第2次決定は、期限内になされた本件第1次決定を前提として、本件第1次決定に、「行政文書の件名」欄が一覧の形で記載されていない不備及びこれに伴い「開示しない部分及び開示しない理由」の記述に不明確な箇所があることが判明したことから、これらの不備を修正し正確に告知することにより審査請求人の不服申立て等の便宜に資するため、本件第1次決定を職権で取り消した上で行ったものであり、このように、行政文書開示請求に対し、当初の不開示決定の当否を検討し、より相当な内容で決定を行うことは条例第13条第1項に違反するものではない。

以上より、本件第2次決定には、条例第13条第1項の期限を徒過する違法はなく、上記(1)から(4)までの本件対象文書のうちの不開示部分を開示する義務を負うという審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

なお、本件第1次決定に対する審査請求は不適法なものであり却下されるべきであると認められるから、本件第1次決定の妥当性については判断しない。

1 本件各対象文書について

本件各対象文書は、上記第4 2 (2) のとおりであり、別表における対象文書の欄に記載した各行政文書で構成されている。

2 本件第2次決定の妥当性について

実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示とし、これに対して、審査請求人は本件第2次決定の取消しを求めている。当審査会が本件各対象文書を見分したところ、当該各情報は、その不開示とした理由から次に掲げる各項目に分類することができる。

したがって、各分類に応じて不開示部分に係る本件第2次決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 措置請求者の氏名、住所、電話番号、郵便番号及び印影並びに対象行政書士の住所について

措置請求者の氏名、住所、電話番号、郵便番号及び印影並びに対象行政書士の住所は、当該措置請求者及び当該行政書士の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

審査請求人は当該行政書士の住所は当該行政書士を被告として提起した民事訴訟の答弁書をもって公にされていることから条例第8条第2号イに該当すると主張している。

民事訴訟事件の記録は「何人も」閲覧請求をすることができるところではあるものの、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているものであり、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

したがって、当該情報は当該措置請求者及び当該行政書士の個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

- (2) 対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日、会員番号及び入会年月日並びに立入検査場所及び用務先について

対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日、会員番号及び入会年月日並びに立入検査場所及び用務先は、当該行政書士の事業に関する情報であって、開示することにより、当該行政書士が、その業務に関し、非違行為等の何らかの不適切な行為に関わったのではないかとの憶測を呼び、信用に悪影響を及ぼし、ひいては当該行政書士の事業活動に支障を来すなど、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (3) 千葉県行政書士会会長の印影について

千葉県行政書士会会長の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有し、契約書類等の重要書類に使用するものとして特別な管理をしているものと推認され、公にすることにより、偽造がされることなどにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 本件対象文書1の「請求の内容（概要）」、本件対象文書5の「本件請求の理由」及び「4 その他」内（1行目ないし5行目を除く。）並びに本件対象文書9の「措置請求の内容（5頁から22頁、24頁から29頁）」及び「措置請求の内容」について

当該不開示部分には、行政書士法第14条の3第1項の規定による措置請求に関する情報が記載されている。

当該不開示部分を公にすると、措置請求者の特定が可能となるおそれがあり、また、今後、同法第14条の3の規定による措置請求をしようとする者が、自身が措置請求者であることを推察されてしまうことを危惧し、請求を躊躇するおそれがあり、ひいては、請求を行うものが少なくなり、実施機関が法令違反等に係る情報が入手できなくなる等、行政書士の懲戒手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示部分は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (5) 本件対象文書5の「検査項目及び調査項目」及び「4 その他」内の記載のうち1行目ないし5行目、本件対象文書9の「調査内容」、本件対象文書10の「調査依頼内容」及び「調査内容(3頁から4頁)」並びに本件対象文書17の「調査結果検討事項(5頁から8頁)」

当該不開示部分には、実施機関が同法第14条の3第1項の規定による措置請求を受けて、同法第14条の3第2項の規定による必要な調査を進める上で留意すべきであると考えられる事項が記載されているものと認められる。

当該不開示部分を公にすると、将来、実施機関が行う同種の調査において、調査の対象となる者がこれらの情報を踏まえてあらかじめ準備を行うことにより、実施機関において、懲戒処分に係る事実関係を公正かつ的確に把握することが困難になるおそれがあり、ひいては、今後の行政書士の懲戒処分に係る調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、本件対象文書5の「4 その他」内の記載のうち1行目ないし5行目については、必要な調査を進める上で留意すべきであると考えられる事項が記載されているとは認められないことから当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって「4 その他」内の記載のうち1行目ないし5行目については、条例第8条第6号柱書に該当せず開示すべきであるが、その他の情報については同号柱書に該当し不開示とすることが妥当である。

- (6) 本件対象文書8の「立入検査聴取内容(4頁から21頁)」、本件対象文書13の「2 内容」内及び本件対象文書14の「聴取内容(3頁から13頁)」について

当該不開示部分には実施機関が行政書士法第13条の2第1項の規定により対象行政書士について実施した立入検査において確認した事項が記載されている。

当該不開示部分を公にすると、今後、立入検査を受ける可能性のある者が、事前に当該情報の分析等をし、実施機関の立入検査における着眼点等を把握することにより、問題点の発覚を不正に免れるため、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされ、又は、証拠の隠滅や事実隠蔽等の対策を講じることが可能となるなど、立

入検査に係る事務に関し、実施機関による正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の検査活動等に支障を来すおそれがある。

しかしながら、本件対象文書8の立入検査聴取内容の記載のうち5頁の1行目の記載については、今後の検査活動等に支障を来すおそれは認められないことから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、立入検査聴取内容の記載のうち5頁の1行目の記載については条例第8条第6号柱書に該当せず開示すべきであるが、その他の情報については同号柱書に該当し不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関が、本件第2次決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 2月 24日	諮問書の受付
令和 4年 12月 23日	審議
令和 5年 1月 27日	審議
令和 5年 2月 27日	審議
令和 5年 3月 29日	審議
令和 5年 4月 24日	審議

別表

番号	対象文書	不開示部分	開示すべき部分
1	措置整理票	<ul style="list-style-type: none"> ・対象行政書士の住所 ・措置請求者の氏名、住所及び電話番号 ・対象行政書士の氏名、事務所所在地、電話番号、登録番号及び登録年月日、会員番号及び入会年月日 ・請求の内容（概要） 	
2	措置請求書の受領について		
3	措置請求に対する上申書（2）の受領について		
4	措置請求に対する上申書（3）の受領について		
5	立入調査の実施について（通知）【案件No. 48】	<ul style="list-style-type: none"> ・措置請求者の氏名及び住所 ・対象行政書士の氏名、事務所所在地及び登録番号 ・立入検査場所 ・本件請求の理由 ・検査項目及び調査項目 ・「4 その他」内 	・「4 その他」内の記載のうち1行目ないし5行目
6	措置請求に対する上申書（4）の受領について		

番号	対象文書	不開示部分	開示すべき部分
7	措置請求に対する上申書(5)の受領について		
8	復命書【案件48】	<ul style="list-style-type: none"> ・用務先 ・立入検査聴取内容(4頁から21頁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査聴取内容の記載のうち5頁の1行目
9	行政書士法第18条の6の規定による調査依頼について【案件48】	<ul style="list-style-type: none"> ・措置請求者の氏名、住所、電話番号、郵便番号及び印影 ・対象行政書士の氏名及び事務所所在地 ・措置請求の内容(5頁から22頁、24頁から29頁) ・措置請求の内容及び調査内容 	
10	行政書士法第18条の6の規定による調査について【書士会からの報告】	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県行政書士会会長の印影 ・対象行政書士の氏名及び事務所所在地 ・調査依頼内容 ・調査内容(3頁から4頁) 	
11	措置請求に対する上申書(6)の受領について		
12	措置請求に対する意見書の受領について		

番号	対象文書	不開示部分	開示すべき部分
13	行政書士法第14条の3第2項の規定による調査について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・措置請求者の氏名 ・対象行政書士の氏名 ・「2 内容」内 	
14	追加聴取記録について	<ul style="list-style-type: none"> ・対象行政書士の氏名 ・聴取内容(3頁から13頁) 	
15	措置請求に対する上申書(7)の受領について		
16	通知書の收受について		
17	行政書士法第14条の3第2項の規定による調査の結果について【案件48】	<ul style="list-style-type: none"> ・措置請求者の氏名 ・対象行政書士の氏名、事務所所在地及び電話番号 ・調査結果検討事項(5頁から8頁) 	

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)